り災状況申告書

			1/1		1/4	'			<u> </u>			
組合記号	9098	組合員	_	叶 ·波	f 太良	7		所	属	機	関 名	
量 番 号	90999	氏 名	7	兴 狗		l)		○○町役場				
り災の場		組合員が	居住す	る信	主居 (作	主所	熊本市東	区健:	軍1-5-3			
り 火 の 場(該当記号に(被扶養者が	居住す			注所	4 -					
り災年月	平)	成26年7月12	2日		合員と同 ている家		5 夕		合員と ている			
9 火 千 万	(午前	i 5 時 30	分頃)	の	総総	数	0 11		者の新		V 1	
N. II - 1#		造) 該当項目(こ○印	(面積)		持	ち家	1戸	建•~	マンション	
住居の構及び面積		コンクリー	卜造•		130 m ²	住居	号の種別 賃貸	貣(信	昔家・ア	パー	ト等・間借	
汉 U、 山 作	その他()	(築)	15 年	(該当	項目に〇印)その)他()	
	川が犯	温し、住居付	近一带	が車	が走行不	能に	なるほど水が	溢	い、住居	の床	上50cmまで	
	浸水した	こ。浸水は短り	時間で急	激に	起こった	ため	、家具その他	の電	化製品	等の	家財の異動	
り 災 の 状 況 また、通勤に使用していた共済太郎名義の購入後半年の自家用車が、激								激しい	^水流により			
^{及 ひ そ の 興 木} 自宅駐車場から流出し、発見されたときはボコボコに変形しエンジンも始動せず、修理でき												
ない状況であったため、やむなく廃車処分とした。 築15年の住居についても、水濡れによる畳の全損・壁紙の剥離等の被害を受けた。												
		•	7 - 6 0 5 73	Num 4	家	具	1,500,				計 (A+B)	
り災前の		を でください。	т)	家	電					ii (A · D)	
居の時(A 積額(初	四元							0,000 円 0,000 円				
養者宅		700,000 13	日建始				00,000 円 14,650,000 円					
む)			(被扶養者	分を含	含む) 合言		7, 650,					
住居の損害の程度(該当するものに〇印)					家財の損害の程度 (該当するものに〇印)							
全部·1/2以上·1/3以上 1/3未満					全部・半分以上 1/3以上・1/3未満							
住居の損害に関する事項					家財の損害に関する事項							
	住居全体に対	ケ災前の時価		1	品目		前の時価見積額	り災	前の時価	見積	1++ 	
損害箇所	する損害箇所	見積額に対する損害額(円)	備考					徴に	対する損		備考	
	の占める割合	$A \times B$		家財	のみ記載)	数量	見積額(円)	1			がよったたのロ	
屋根葺	5%	,		家	タンス	1	50,000	-		, 000	購入	
屋根板	5%	350, 000		季	勉強机	1	30, 000	1	30	,000	平成17年6月 購入	
床板	15%	1, 050, 000										
畳	5%	350, 000			テレビ	1	150, 000	1	150	, 000	平成24年6月 購入	
壁	10%	700, 000		家	冷蔵庫	1	200, 000	1	200	, 000	平成24年6月 購入	
襖•障子	5%	350, 000		電	洗濯機	1	100, 000	1	100	, 000	平成24年6月 購入	
		0									/HT/ *	
				オ	女 類	35	500, 000	20	50	, 000		
				7	通勤用	1	2, 500, 000		2,500	, 000	平成23年12月	
				その	自動車		, , , , , , , ,		,		購入	
			損害率	他							損害率 E÷	
스 칼요	A ⊏ 0/	2 150 000	C÷A		스타		2 520 000	E	2 000	000		
合 計C	45%	3, 150, 000	45.0%		合計		3, 530, 000	Е	3, 080	, 000	40.3%	

年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

所属所長

(注) 1. 家財のり災前の時価見積額欄の家具は箪笥や茶碗、本棚、下駄箱、寝具、テレビ、洗濯機、炊事道具等の主要なものとします。

- 2. 屋根葺の「備考」欄はその種類(瓦、トタン等)及び数量を、それ以外の箇所についても、数量、面積等を記入してください。
- 3. 家財の損害欄については、別紙明細書がある場合は、その明細書を添付していただくことで記載を省略することができます。



被扶養者であるかどうかを問わず、世帯全員の員 数を記載してください。

別居している被扶養者の員数です。別居被扶養者と同居している者で、 組合員の被扶養者でない者は含めないでください。

被害に遭わなかった家具を含め、り災前の全家財について、おおよその時価見積額(該当家財が中古商品として売買される場合の価格を参考にしてください。)を記入してください。 購入時の金額ではありませんのでご注意ください。

損害の程度は、「り災前の時価見積に対する損害額」を「り災前の時価見積額」で除した割合が該当するものに〇印をつけてください。この事例では、住居に損害率が45%、家財の損害率が40.3%となり、ともに「1/3以上」に〇印をつけて提出することになります。

左記の品目(全体)のり災前の時価金額を記載してください。

左記の品目が部分的に損傷した場合は、部分的な損傷にかかる損害額を記載 してください。全体が損傷した場合は「り災前の時価見積額」と同じになります。

現に損害を受けた箇所のみ、実損害割合を記載してください。(今回損害がなかった部分は含めない)

くお願い>

品目の枠が足りない場合は、もう一部申告書を印刷して記載 してください。